

日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律

(平成一六年一二月一 日法律第一六五号)

一、提案理由(平成一六年一一月一八日・衆議院総務委員会)

麻生国務大臣 日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明させていただきます。

この法律案は、日本郵政公社が業務の特例として証券投資信託受益証券の募集の取扱い等を行うことができるようにするための措置等を定めるとともに、証券投資信託受益証券の募集の取扱い等が投資信託委託業者等の経営に及ぼす影響にかんがみ、証券投資信託受益証券の募集の取扱い等に係る証券投資信託の選定等に関し必要な事項を定めるものであります。

次に、法律案の主な内容につきまして御説明を申し上げます。

第一に、日本郵政公社は、証券投資信託受益証券の募集の取扱い等の業務ができることとし、日本郵政公社法の適用について所要の読みかえを行っております。

第二に、日本郵政公社は、証券取引法第六十五条の二第一項に規定する登録を受け、証券投資信託受益証券の募集の取扱い等の業務を行うこととし、証券取引法の適用につきまして所要の読みかえを行っております。

第三に、日本郵政公社が行う証券投資信託受益証券の募集の取扱い等に係る証券投資信託の選定は、公募の方法によることとしております。また、選定した証券投資信託受益証券の募集の取扱いを行うに当たりましては、特定の証券投資信託に対して不当に差別的な取扱いをしてはならないこととしております。

以上のほか、関係法律につきましても、所要の改正を行うこととしております。

なお、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院総務委員長報告(平成一六年一一月二五日)

実川幸夫君 ただいま議題となりました日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、日本郵政公社がその業務の特例として証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等を行うことができるようにするための措置等を定めるとともに、投資信託委託業者等の経営に及ぼす影響にかんがみ、当該業務について、証券投資信託の選定の方法、差別的取扱いの禁止等の措置を講じようとするものでございます。

本案は、去る十一月十二日本委員会に付託され、十八日麻生総務大臣から提案理由の

説明を聴取し、本日質疑を行い、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院総務委員長報告（平成一六年一二月三日）

木村仁君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、日本郵政公社がその業務の特例として、証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等を行うことができるようにするとともに、日本郵政公社法及び証券取引法等の適用について所要の読替えを行い、あわせて、その証券投資信託の選定に当たっては、公募の方法によること等を定めようとするものであります。

委員会におきましては、郵便局において投資信託の窓口販売を行う意義と郵政民営化との関係、郵便局ネットワークを地域の活性化に活用していく必要性、投資信託窓口販売の業務を特例法により定める理由、購入者保護のための具体的な方策等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉川春子委員より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。